

第5次 名護市地域福祉計画

思いやりで支える共生のまち・なご

° 概要版 °



令和5(2023)年3月
名護市

はじめに

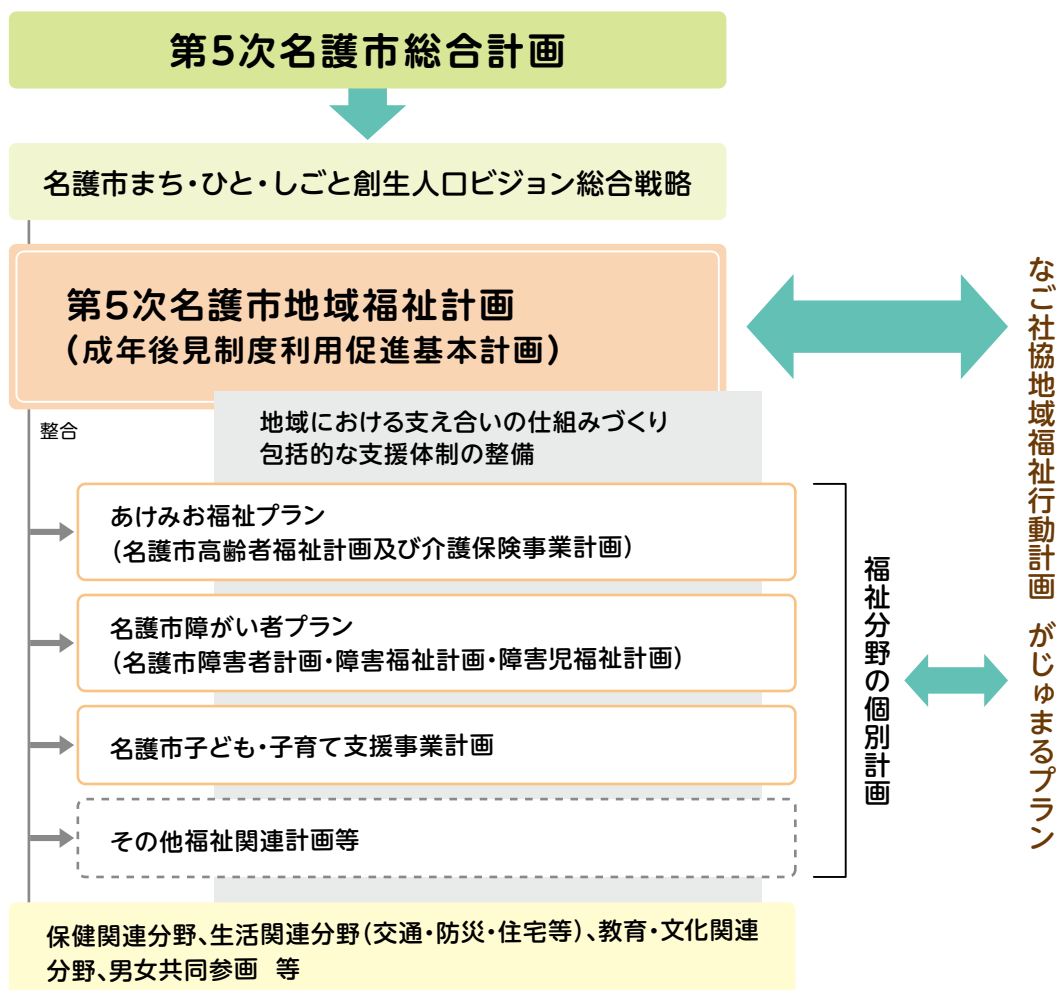
「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、年齢や障がいの有無などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

本市では、平成30年3月、「名護市第4次地域保健福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域福祉活動が制約を受けるなど、計画通りに取組が進捗していない項目も見られます。

令和5年3月に同計画期間が満了することから、これまでの取組の成果と残された課題を検証しつつ、地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した「第5次名護市地域福祉計画」（計画期間：令和5～9年度）を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための行政計画です。また、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める「上位計画」となります。さらに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画とします。

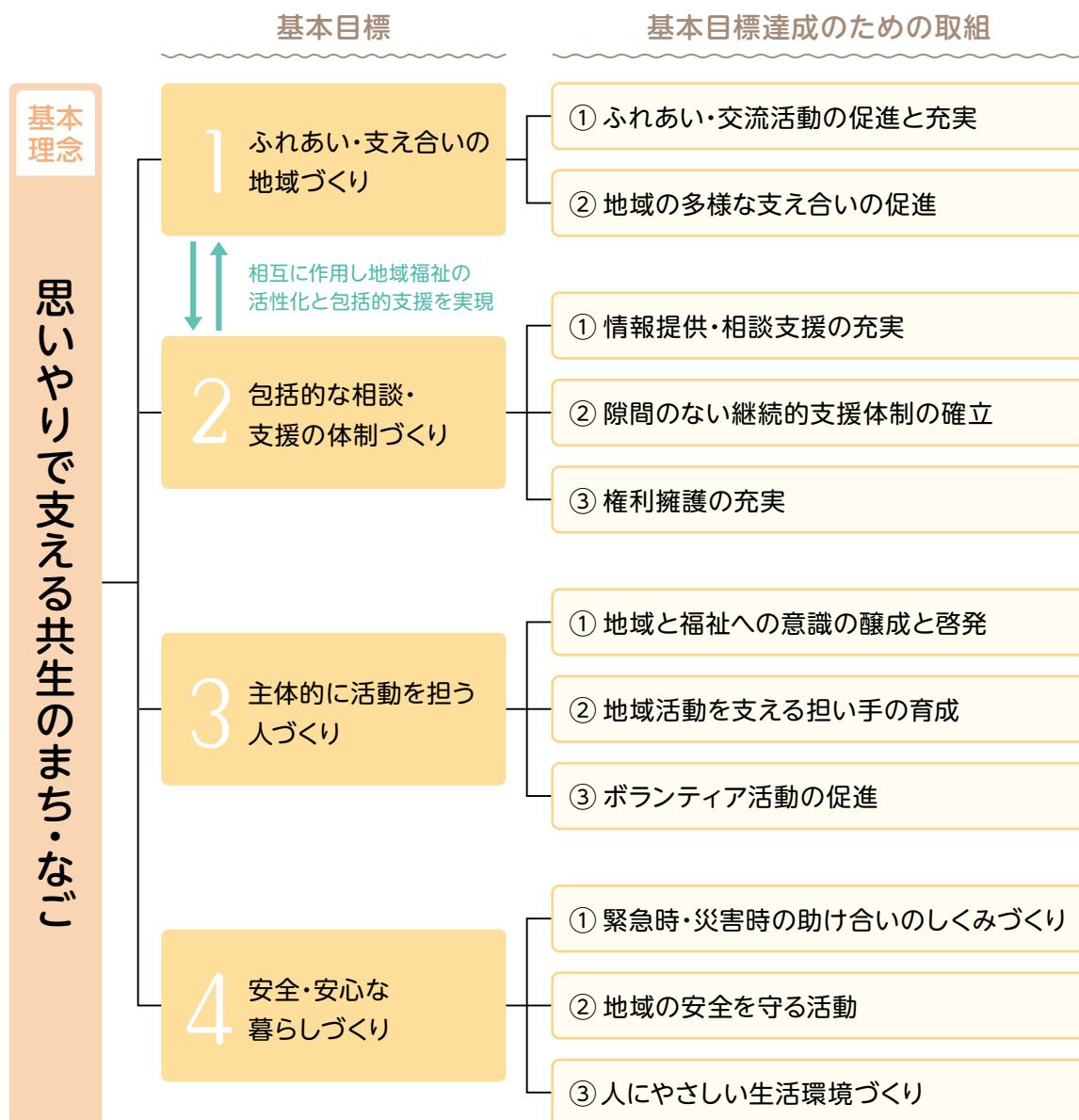


計画の基本理念

思いやりで支える共生のまち・なご ～地域共生社会の実現を目指して～

この計画では、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、地域福祉の担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、「思いやりで支える共生のまち・なご」の実現を目指します。この基本理念は、国全体が目指す「地域共生社会の実現」や、「SDGs(持続可能な開発目標)」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現にもつながるものです。

計画の体系



基本目標 1 ふれあい・支え合いの地域づくり

(1) ふれあい・交流活動の促進と充実

市(行政)が取り組むこと

- ①交流・ふれあい事業の実施 ②地域でつながる場の確保 ③交流機会の拡充

地域住民・団体ができること

- 地域の行事やイベント等、交流の場への積極的な参加及び世代間交流の機会づくり。
- 地区の公民館等を地域の交流の場としての活用。

(2) 地域の多様な支え合いの促進

市(行政)が取り組むこと

- ①地域コミュニティ活動の推進 ②区福祉推進委員会活動の周知
③民生委員・児童委員活動の周知 ④生活支援体制整備事業※の推進
⑤地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり
⑥地域での健康づくりと介護予防の活動促進

※生活支援体制整備事業とは

日常生活圏ごとに生活支援コーディネーターと協議体(話し合いの場)を設置し、生活支援・介護予防サービスの提供主体等と連携しながら、地域住民主体の「互助」による助け合い活動を推進することで、高齢者の生活を支える体制づくりと社会参加の推進を一体的に進めるものです。

地域住民・団体ができること

- 自分が住んでいる地域に関心を持ち、見守りが必要な人などを気にかける。
- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認などの交流。
- 民生委員・児童委員や自治区等の役割を理解し、個人情報の保護に配慮しながら、地域の支え合いに必要な情報の交換。



基本目標 2 包括的な相談・支援の体制づくり

(1) 情報提供・相談支援の充実

市(行政)が取り組むこと

- ① 情報提供の充実
- ② 身近な地域の相談員や活動の周知
- ③ 各種相談窓口・機関の周知
- ④ 包括的な相談体制の整備
- ⑤ 相談支援体制の強化
- ⑥ 居住の安定確保



(2) 隙間のない継続的支援体制の確立

市(行政)が取り組むこと

- ① 支援関係機関の連携体制の確立(多機関協働)
- ② アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進
- ③ 社会とのつながりを回復する支援(参加支援)
- ④ 制度の狭間の問題への対応(多分野協働による新たな資源づくり)

(3) 権利擁護の充実

市(行政)が取り組むこと

- ① 活用できる福祉サービスに関する情報発信
- ② 成年後見制度の利用促進
- ③ 苦情解決制度の周知
- ④ 虐待やDVの防止対策の充実

地域住民・団体ができること

- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や名護市社会福祉協議会、市など関係機関への相談。
- 日常の見守り活動を通じて、虐待やDVの早期発見への協力。
- 虐待やDVと思われるようなことを発見したら、民生委員・児童委員や市の福祉担当課、家庭児童相談室、地域包括支援センターへの通報。

成年後見制利用促進基本計画における取組の体系

めざす まちの姿	方 針	具 体 的 な 取 組 項 目
認知症の症状や障がい等があっても、人や地域と関わり合いながら、尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまち	方針 1 適切な権利擁護支援につながる地域連携ネットワークをつくる	(1) 地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」の設置 (2) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応 (3) 名護市成年後見制度協議会(仮)の設置とチームへの支援
	方針 2 誰もが安心して利用できるよう制度の利用を支える	(1) 早期発見・早期対応を可能とする包括的な相談体制の充実 (2) 本人の状況を踏まえた成年後見制度の利用支援にかかる事業の推進 (3) 後見人等を支援する体制づくりと制度の担い手の確保・養成
	方針 3 成年後見制度に関する広報・周知を進める	(1) 市民への周知の推進 (2) 連携ネットワークを活用した関係組織への周知の推進 (3) 後見人等の活動にかかる支援、情報の提供

基本目標 3 主体的に活動を担う人づくり

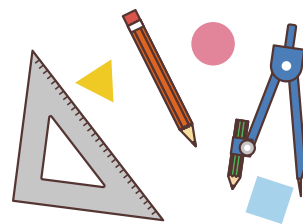
(1) 地域と福祉への意識の醸成と啓発

市(行政)が取り組むこと

- ①地域コミュニティの活性化
- ②ノーマライゼーションの心を育む環境の整備
- ③人権教育・啓発の実施
- ④学校教育における福祉の心の醸成
- ⑤生涯学習における福祉の心の醸成
- ⑥各種福祉イベントを通じた福祉意識の醸成
- ⑦地域活動等を通じた支え合い意識の醸成

地域住民・団体ができること

- あいさつや声かけ等、隣近所との関わりづくり。
- 地域に根付いている祭りや行事等に積極的に参加することで地域のことを知る。
- 性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性への理解。
- 日常生活を営む上で必要な援助を素直に声に出し、助けを求める。



(2) 地域活動を支える担い手の育成

市(行政)が取り組むこと

- ①民生委員・児童委員の人材確保
- ②民生委員・児童委員のスキルアップ研修
- ③各種相談員の確保
- ④区福祉推進委員会の活動を通じた地域人材の養成・確保
- ⑤子育て関連事業でのボランティアの確保
- ⑥高齢者関連事業でのボランティアの確保
- ⑦地域における地域福祉推進リーダーの確保・養成
- ⑧潜在的な福祉人材の発掘・把握

地域住民・団体ができること

- 地域での行事や活動への積極的な参加。
- 研修や講座に参加、そこで得た知識の活用。
- 自治会活動の役割の理解及び活動への協力。

(3) ボランティア活動の促進

市(行政)が取り組むこと

- ①ボランティア活動に関する情報の収集・発信
- ②若年層におけるボランティア活動の機運醸成

地域住民・団体ができること

- 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、地域活動やボランティア活動へ参加。



基本目標 4 安全・安心な暮らしづくり

(1) 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

市(行政)が取り組むこと

- ①防災知識の普及啓発
- ②災害時の情報伝達手段の整備
- ③避難所用緊急物資の整備
- ④避難行動要支援者個別避難計画の策定
- ⑤福祉避難所の拡充
- ⑥自主防災組織の設立促進



地域住民・団体ができること

- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えること。
- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検の実施。
- 日頃から高齢者や障がい者等を意識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助等が円滑に行えるようにするとともに、避難行動要支援者個別避難計画の策定と更新への積極的な協力。

(2) 地域の安全を守る活動

市(行政)が取り組むこと

- ①防犯意識向上の推進
- ②防犯設備の充実
- ③防犯情報の共有・提供
- ④悪質商法等による被害の予防



地域住民・団体ができること

- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解及び積極的な参加。
- 安全パトロールを充実させ、自分たちの地域は自分たちで守る意識づくり。
- 登下校の時間帯に合わせた買い物や犬の散歩等を行うなど、地域で子どもたちを犯罪から守る意識づくり。

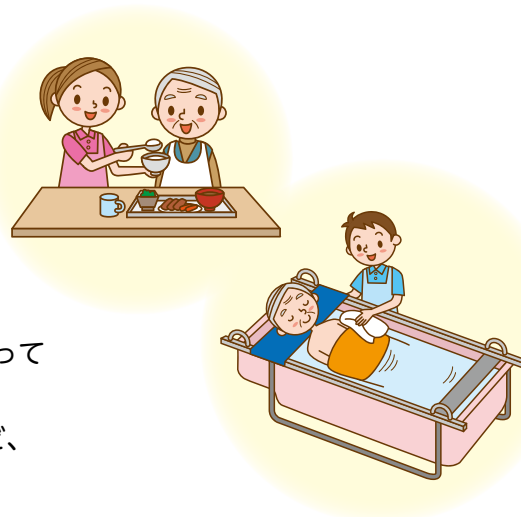
(3) 人にやさしい生活環境づくり

市(行政)が取り組むこと

- ①バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり
- ②高齢者、障がい者の居住系サービスの確保
- ③交通弱者・買い物弱者への支援

地域住民・団体ができること

- 地域におけるバリアチェックや、その改善方策の検討。
- 駐車や駐輪をしている車両が杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう配慮する。
- 自分の買い物のついでに、買物困難者の買い物を代行するなど、地域で支え合いの関係づくり。



みんなで目指す目標値(抜粋)

基本目標	評価指標	現状値	目標値 (令和9年度)
1. ふれあい・ 支え合いの 地域づくり	地域住民の支えあい活動「区福祉推進委員会活動」について、「名称も活動内容も知っている」市民の割合	5.6%	20%
	民生委員・児童委員の「担当・活動内容とも知っている」市民の割合	14.4%	30%
	名護市社会福祉協議会について、「名称も活動内容も知っている」市民の割合	29.1%	50%
2. 包括的な 相談・支援の 体制づくり	「必要な情報の入手には困らない」と思う市民の割合	35.8%	50%
	「相談窓口や各種サービスが利用しやすい」と思う市民の割合	27.2%	50%
	成年後見制度中核機関の設置	0か所	1か所
3. 主体的に 活動を担う 人づくり	地域の活動に過去3年間「参加していない」市民の割合	56.7%	30%
	民生委員・児童委員の定数充足率	85.3%	86%
	名護市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数	6団体	7団体
	名護市社会福祉協議会に登録しているボランティア個人数	52人	60人
4. 安全・安心な 暮らしづくり	「災害への備えができていない」と思う市民の割合	20.9%	40%
	災害時の避難場所を「知っている」市民の割合	52.9%	70%
	「防犯体制が整っている」と思う市民の割合	19.5%	40%
	「買い物に不便を感じない」という点について、そう思うと回答した市民の割合	55.9%	70%
	「通院に不便を感じない」という点について、そう思うと回答した市民の割合	55.4%	70%

このパンフレットに関するお問い合わせは

名護市福祉部社会福祉課

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

TEL：0980-53-1212(代表) FAX：0980-53-1280